

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	438,473	65,771	15,548	735,028	1,189,049	65,771
社	債	317,693	47,654	432	327,851	645,976	47,654
預貯金	郵便貯金	25,726	3,859	-	-	25,726	3,859
	銀行預金	21,439,613	3,215,942	375,777	3,708,654	25,524,044	3,215,942
	銀行以外の金融機関の預金	10,121,786	1,518,268	504,660	9,427,768	20,054,214	1,518,268
	勤務先預金	1,440,200	216,030	3,089	-	1,443,289	216,030
合同運用信託の収益の分配		127,093	19,064	10,284	6,638	144,015	19,064
公社債投資信託の収益の分配		32,053	4,808	80	9	32,142	4,808
小 計		33,942,637	5,091,396	909,870	14,205,948	49,058,455	5,091,396
定期積金の給付補てん金等		777,126	116,569	-	117,628	894,754	116,569
匿名組合契約等に基づく収益の 分配、生命保険等の差益		143,914	23,908	-	-	143,914	23,908
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		34,863,677	5,231,873	909,870	14,323,576	50,097,123	5,231,873

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	48,648,237	8,991,618	1,760,125	2,660,858	185,825	53,069,220	9,177,443
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	-	19,106	1,366	19,106	1,366
計	48,648,237	8,991,618	1,760,125	2,679,964	187,191	53,088,326	9,178,809

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	36,277,874	2,499,486

調査対象等： 平成19年2月から平成20年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,607,946,214	千円 53,771,770	千円 6,063,080,093	千円 182,328,367	千円 7,671,026,307	千円 236,100,137
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,781,230	75,853	65,454,738	911,766	68,235,968	987,619
	計	1,610,727,444	53,847,623	6,128,534,831	183,240,133	7,739,262,275	237,087,756
退 職 所 得		174,268,831	2,501,161	115,904,206	3,703,139	290,173,037	6,204,301
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等： 給与等の支払者から平成20年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明： 1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	6,561,554	727,434
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	56,185,608	5,650,120
	診療報酬	67,017,526	5,780,743
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	38,927,728	2,156,874
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,433,012	160,879
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	10,253,080	565,839
	契約金・賞金	337,320	32,956
	小 計	180,715,828	15,074,845
法第203条の2該当（公的年金等）		7,809,916	256,676
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		62,580,850	289,898
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		948	15
計		251,107,542	15,621,435
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成20年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	36,231	-	36,231	5,039
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	437,773	-	437,773	27,237
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	288,955	34,960	323,915	56,664
退 職 所 得	25,109	-	25,109	5,020
役 務 の 報 酬	690,537	20,330	710,867	138,104
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	2,484,297	-	2,484,297	283,085
著作権の使用料又はその譲渡による対価	47,744	-	47,744	4,785
貸 付 金 の 利 子	10,516	-	10,516	2,103
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	336,496	-	336,496	65,827
機 械 等 の 使 用 料	1,315	-	1,315	131
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	49,602	-	49,602	5,000
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	192,342	-	192,342	38,468
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-
賞 金	-	-	-	-
合 計	4,600,917	55,290	4,656,207	631,464

調査対象等：平成20年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成20年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。